香川高等専門学校技術職員（機械系）募集要項

受験資格	次のいずれにも該当する者 ①　３５歳未満の方（※）で，機械系分野の大学、大学院、高等専門学校、短期大学、高等学校の理工系学部、学科、専攻科、研究科を卒業又は修了している者 ②Excel 及び Word 等の使用が可能な者 ※長期継続によるキャリア形成を図る（労働施策総合推進法施行規則第１条の３第１項第３号イを適用）観点から上記年齢の範囲で募集します。 ただし、次の者は試験を受けられません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ・懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から２年を経過していない者 ・特定性犯罪の前科を有する者 ・日本国内における就労に制限のない在留資格を有しない者
採用予定数	１名
採用年月日	令和９年４月１日
職務内容	技術教育支援センターにおける業務 ① 実験・実習の準備及び技術・教育支援に関する業務 ② 教員、卒業研究等の研究支援に関する業務 ③ 技術資料の作成、保管及び機器の安全管理に関する業務 ④ 地域連携事業及び各種行事等の技術協力に関する業務 ⑤ その他の重要な技術的業務
応募期限	令和８年１１月１３日（金）１７：００必着
応募書類	①エントリーシート（指定様式） 本校ホームページから様式をダウンロードしてください。 URL：https://www.kagawa-nct.ac.jp/personnel/open_recruitment/R8_kikai_EntrySheet.docx ②　職務経歴書（任意様式）　※職歴がある方は必ず提出してください。
応募方法	以下の内容を本文にご記入の上、応募書類を Word ファイルのまま添付して、メールでご提出ください。 件名：【応募：技術】香川高専技術職員（機械系）応募書類の送付について 内容：（１）氏名（ふりがな） （２）電話番号 （３）メールアドレス 提出先：jinji@t.kagawa-nct.ac.jp （令和８年１１月１６日（月）までに受領確認のメールを送付しますので、メールが届かない場合はご連絡ください。）

選考方法	①第一次選考 ・選考方法：書類審査 ③ 第二次選考 ・実 施 日：令和８年１２月　３日（木）（予定） ・選考方法：教養試験（高卒程度）及び小論文 ・場　　所：香川高等専門学校高松キャンパス ・そ の 他：第二次選考当日に適性検査を受けていただく予定です。 ※詳細については、第一次選考合格者に別途お知らせします。 本選考にかかる交通費等は応募者の負担となります。 ④ 最終選考 ・実 施 日：令和８年１２月２１日（月）（予定） ・選考方法：面接 ・場　　所：香川高等専門学校高松キャンパス ※詳細については、第二次選考合格者に別途お知らせします。 本選考にかかる交通費等は応募者の負担となります。
給与	・独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則により決定します。 ※参考：大学新卒程度で月給約２２８，１７６円程度、３５歳（大卒）で 月給約２７１，５４４円程度です。（地域手当を含む） 業務経験等により決定します。 ・賞与（期末手当、勤勉手当）は年２回支給します。（６月と１２月） ・支給要件を満たす場合は、各種手当（住居手当、通勤手当、扶養手当等）が支給されます。
勤務時間、休暇等	・勤務時間は、原則として８時３０分から１７時００分 （休憩時間４５分）の１日７時間４５分です。 ・休日は、原則として土・日曜日（週休２日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末・年始（１２月２９日～１月３日）です。 ・有給休暇等の制度は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則によります。
勤務地、転勤等	勤務地は、香川高等専門学校高松キャンパスとなります。 ただし、キャリア形成の一環として、香川高等専門学校詫間キャンパス、全国の国立高等専門学校、国立高等専門学校機構本部、国立大学法人等への転勤又は出向を命じることがあります。
福利厚生	文部科学省共済組合へ加入することになり、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業（保養施設の利用、貯金等）が受けられます。
試用期間	６ヶ月の試用期間があります。労働条件の差異はありません。
個人情報の取扱い	取得する個人情報は、職員採用の目的のため利用するものであり、目的外で第三者に提供又は公表されることはありません。 提出された応募書類については、選考試験終了後、適切に処理します。

連絡・問合せ先	独立行政法人国立高等専門学校機構 香川高等専門学校総務課人事労務係 〒761-8058　香川県高松市勅使町 355 TEL　087-869-3812　/　E-Mail　jinji@t.kagawa-nct.ac.jp
その他	本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。